

2024年度 日本手話実践力育成プログラムのご案内

文部科学省「職業実践力育成プログラム(BP)」認定講座
厚生労働省「専門実践教育訓練(教育訓練給付制度)」指定講座(ベーシックコース)

だれかの
言葉になりたい。

ろう児・者が

手話を母語/第一言語として獲得し、

手話で教育を受け、あらゆる社会的サービスにアクセスするには、
高度な手話スキルを持つ支援人材が欠かせません。

本プログラムは、厚生労働省手話奉仕員・手話通訳者養成カリキュラムの
基準を満たした授業を夜間・休日にオンライン開講することで、
社会人の方々が、手話及び手話通訳スキルの習得を目指せるようにします。

資格取得まで2年半

- ・各地方自治体で開催される養成講座では最低でも4～5年かかるところを、2年半で全課程修了できます。
- ・全プログラムを夜間または休日にオンラインで開講。毎週の宿題もあり決して楽ではありませんが、
お仕事や家事、育児と両立し、着実にスキルを学ぶことができます。

出願期間

2024年

1月18日(木)～
1月24日(水)まで

お問い合わせ

群馬大学共同教育学部入学試験係(日本手話実践力育成プログラム担当)
〒371-8510 群馬県前橋市荒牧町4丁目2番地(荒牧キャンパス)
電話: 027-220-7221, 7225 FAX: 027-220-7240 メール: recurrent@jimu.gunma-u.ac.jp
受付時間: 平日(月～金)9:00～17:00(土・日・祝日を除く)
<https://www.edu.gunma-u.ac.jp/major/human-science/special-needs/nihonshuwa/>



Brush up Program
for professional



教育プログラムの概要

	ベーシックコース	アドバンスコース
講義	日本手話講座Ⅰ「言語としての日本手話ⅠA・ⅠB」60時間 日本手話講座Ⅱ「言語としての日本手話ⅡA・ⅡB」60時間	手話通訳講座Ⅰ「日本手話と日本語の違いを学ぶⅠ」30時間 手話通訳講座Ⅱ「日本手話と日本語の違いを学ぶⅡ」30時間 手話通訳講座Ⅲ「日本手話と日本語の違いを学ぶⅢ」30時間
定員	30名	10名
受講料	120,000円(60,000円×2科目) オンライン受講に関わる機材、通信料、また教科書等の費用は受講者のご負担となります。	90,000円(30,000円×3科目)

給付制訓練 本プログラムのベーシックコースは、厚生労働省が定める教育訓練給付制度「専門実践教育訓練」の指定講座として認定されています。教育訓練給付制度とは、一定の受給要件を満たす方が、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した場合に、その費用の一部が教育訓練給付金として支給される制度です。詳細は厚生労働省のホームページをご参照ください。
教育訓練給付金の受給要件や支給申請手続きについては、お住いの地域を管轄するハローワークにお問い合わせください(本学ではお答えできません)。

プログラムの到達目標

ベーシックコース	アドバンスコース
● CEFR A2以上-B1 レベルの日本手話運用力 ● 1,500語以上の手話語彙 ● 日本手話の基本文法の理解・産出 ● 聴覚障害者の生活や社会に関わる基礎知識	● CEFR B2レベル以上の日本手話運用力 ● 3,500語以上の手話語彙 ● 日本手話と日本語の意味的等価性を保持した正確な通訳力 ● 通訳者としての職業倫理に則った効果的な判断と行動 ● 手話通訳者の理念と仕事、健康管理に関わる知識

教育プログラムの特徴

	リアルタイム双方向オンライン授業	オンデマンド授業(課題提出あり)
1年間	ベーシックコース 手話奉仕員資格取得(※1) 前期 日本手話講座Ⅰ 「言語としての日本手話ⅠA・ⅠB」(60時間) 後期 日本手話講座Ⅱ 「言語としての日本手話ⅡA・ⅡB」(60時間)	聴覚障害の基礎知識 10時間 手話の基礎知識 聴覚障害者の生活 障害者福祉の基礎 聴覚障害者運動と聴覚障害者福祉制度 ボランティア活動
1年6ヶ月間	アドバンスコース 手話通訳者全国統一試験 受験資格者(※2) 前期 手話通訳講座Ⅰ 「日本手話と日本語の違いを学ぶⅠ」(30時間) 後期 手話通訳講座Ⅱ 「日本手話と日本語の違いを学ぶⅡ」(30時間) 前期 手話通訳講座Ⅲ 「日本手話と日本語の違いを学ぶⅢ」(30時間)	手話通訳の心構え 30時間 身体障害者福祉概論 ソーシャルワーク概論 手話通訳の理念と仕事(1)(2) ことばの仕組み 手話通訳者の健康管理 手話通訳者登録制度の概要

※1 手話奉仕員養成課程を修了したあと、市町村で認定を受けて手話奉仕員資格を取得する手続きが必要です。手話奉仕員資格を運用していない場合であっても、一般的には都道府県で実施する手話通訳者養成講座の受講資格が得られます。お住まいの地域の自治体にお問い合わせください。

※2 アドバンスコースを修了することで、各都道府県登録手話通訳者認定試験(手話通訳者全国統一試験を含む場合もあり)の受験要件を満たします。お住まいの地域の自治体にお問い合わせください。

受講資格 以下の条件をすべて満たしている者とします。

大学卒業または群馬大学共同教育学部において「大学を卒業した者と同等以上の学力がある」と認められた者

アドバンスコースについては、ベーシックコース修了相当の手話スキルを有している者

※「ベーシックコース修了相当の手話スキル」の詳細は、プログラムの到達目標をご覧ください。

群馬大学共同教育学部が行う本プログラムの選抜試験に合格した者